

## 第750回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和5年9月11日（月）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
渡瀬 昌彦	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
井門 明洋	委員
うすい 浩一	委員
田の上 いくこ	委員
土屋 みわ	委員
藤井 あきら	委員
柳川 雅彦	委員
小野 義夫	委員
馬神 祥子	委員
木村 総司	委員

【事務局】

若年支援担当部長	村上 章
若年支援課長	山本 理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者は 1 人、傍聴人は 11 人となっています。まず、報道を案内いたします。

< 報道関係者入室 >

○若年支援課長 それでは、傍聴人を案内いたします。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 13 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 はい、ただ今から第 750 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 8 月 7 日から 9 月 10 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定、優良映画については 1 作品を推奨することを決定いたしました。

8 月 9 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書類については 8 月 10 日に告示、優良映画については 8 月 16 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計 4 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、9 月 6 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聴き取り結果としてまとめ、「調査・審議事項」の資料に添付しておりますので後ほどご説明させていただきます。

2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映

画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累計指定による勧告の対象者は今回もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の8月分の活動状況でございます。8月までに委嘱しております協力員は697名、活動者数は34名、調査店舗数は147店舗ございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類である「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

8月におきましては、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類、青少年制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。

また、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査もございませんでした。

続きまして、5ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

8月分におきましては、1番目の表、書店等への立入調査、及び2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査、及び3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査、及び4番目の表、古物商への立入調査において問題のある店舗はございませんでした。

続きまして6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査につきましては、10台について調査を行い、いずれについても見えない措置及び買えない措置がなされておりましたので、今後、管理者等に連絡を取りまして条例を順守するよう指導してまいります。

事務の施行経過については、以上でございます。

<説明中に委員1名入室>

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等ございますか。

それでは、ご質問がございませんので調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

< 報道関係者・傍聴人退室 >

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って説明いたします。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1185号でございます。

2ページ目をご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和5年7月25日から令和5年8月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計95誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「macaronRINX comics mystick COMICS『ヌコヌコ♂動画 Over Limit!!』」、令和5年8月4日に株式会社大都社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

番号2が「mystick COMICS『すべてきみの悪い夢』」、令和5年9月4日に株式会社大都社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9月6日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。当日は、15名の方が出席されました。

番号1「macaronRINX comics mystick COMICS『ヌコヌコ♂動画 Over Limit!!』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が10名です。その主な内容は、

「人格否定や暴力表現はない。好き同士のカップルが性行為そのものを明るく楽しくふりきって描いている。しかしながら、性行為の描写は、擬音、体液、性器内表現、器具の使用と生々しく、卑わい感があり、18歳未満にふさわしい作品とはいえない。指定該当やむなし」などでございます。

「指定非該当」の方は3名で、その主な内容は、「性交シーンの分量や器具の使用が気になる。ライトな絵柄でコメディ色が強いため卑わい感は薄い。性器の修整は白抜きで一定の配慮が見られる。人格否定要素も少ない。指定非該当」などでございます。

なお、保留の方が1名、関連会社のために意見表明なしの方が1名おられました。

続きまして、4ページをご覧ください。

番号2「mystick COMICS『すべてきみの悪い夢』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が4名です。その主な内容は、「医者と患者と同僚との関係。全体として擬音や体液の描写が多い。性器は白抜きになってはいるがそのまわりの描き方で卑わい感がある。ストーリーはミステリー的だが、治療と称して相手を誘導していく方法、表現はいかがか。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は6名で、その主な内容は、「性器の修整はされている。擬音はやや多く感じるが、体液描写は少なく、性行為の角度もそこまで卑わいさはない。エロというよりホラー作品。薬物の使用によって相手の自由や正当な判断力を奪って性行為に及ぶというストーリーは人格否定的であるが、それを礼賛するものではなく、破綻した人物の行為として描いている。判断に迷うが総合的に見て指定非該当」などでございます。

なお、保留の方が4名、関連会社のため意見表明なしの方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明についてご質問ありますか。

特によろしければ、それでは、調査に入ってください。お願いいたします。

#### < 図書審査 >

○会長 委員の方々、調査を終了ということでよろしゅうございますか。

それでは、各委員からご意見をお伺いしてまいります。本日は2冊でございますので2冊まとめて、最初に「ヌコヌコ♂動画 Over Limit!!」、次に「すべてきみの悪い夢」と、2冊続けて指定か、非該当か、保留か、そして、またコメントを1人ずついただきたいと思っております。

それでは、E委員、お願いいたします。

○E委員 はい、まず1冊目ですけれども、指定該当でお願いしたいと思います。大部分が性交シーンで体液描写や擬音も多いですし、その他器具の使用や拘束をしての性行為もあります。決して青少年にはふさわしい作品だと思いません。指定該当やむなしだと思います。

それから、2冊目ですが、こちらは1冊目に比べると、だいぶ性行為のシーンも少なく、それほど過激なシーンも少ないですが、医者が薬を使用したりして言うこと聞かせるようなところとか、この自主規制団体からの聴き取り結果の4番目に書いてありますけれども、「性的な評価よりも精神疾患の患者を愚弄（ぐろう）しているとも考えられるストーリーで青少年向けとは言えない。指定該当」と、書いてありますが、私もこの意見に非常に近いものがありまして、性交シーンとかは1冊目に比べると少ないんですが、総合的に判断し、ぎりぎりのところですが、指定該当やむなしと思います。以上です。

○会長 はい。B委員、お願いします。

○B委員 この2冊を読むと、だいぶタイプが違っていて迷ってしまうのですが、まず、1冊目ですけれども、人格否定はない、暴力もない、またコミカルに描かれているので、さほど卑わい感はないと思っています。

ただ、自主規制団体からの聴き取り結果等にもいろいろ書いてありますけれども、性交シーンが非常に多い、それから道具を使っていたりするというようなこともあります。2冊目を読むと判断がうまく付かず、保留にさせていただければと思います。

2冊目ですが、これも自主規制団体からの聴き取り結果を拝見すると、性交シーンは若干、普段読んでいるコミックよりも少ないのではないかと思いますし、ストーリー性もあります。絵もきれいではありますが、じゃあこれが道具を使っていたり、拘束的な描写があったり、こういったものが本当にいいのかどうか迷ってしまいます。非常に申し訳ないですが、両方とも保留にさせていただければと思います。

○会長 続きまして、小野委員、お願いします。

○小野委員 はい、まず1冊目ですが、こちらは指定該当でお願いしたいと思います。全編にわたって性交シーンが描写されているということと、それから暴力的なシーンはないんですが、器具を使用した人権を侵害しているような部分もあるということで、配慮が必要ということで指定該当でお願いしたいと思います。

それから、2冊目ですが、これは単純に比較してしまうと、描写自体は1冊目に比べると軽い感じはしますが、じゃあ単体で1冊で調査に出てきたらどうかっていうと、やはり擬音です

とか体液の描写もあるということで少し悩むところではありますが、指定該当でお願いしたい  
と思います。

○会長 A委員、お願いいたします。

○A委員 1冊目の作品ですが、大体皆さんおっしゃっているように性交シーンはかなりの分量  
に及んでいるということと、それからその描写もかなり多様でハードかなとは思いますが。

卑わいさも、明るく描かれているというのはそのとおりで、自主規制団体との打合せ会での  
指摘にもそこはうなずけるんですが、ただ描写はハードだと思いますんで、こちらの作品は該  
当やむなしと私は思いました。

それから2作目の作品は、これまた皆さんおっしゃっているように描写そのものは、性交シ  
ーンの割合とか描写のハードさという点では、もう1つの作品に比べるとかなりマイルドでは  
ないかと思えます。複数の方が指摘しておられるように、むしろ精神疾患の患者さんに対する  
医師の取組み方の問題っていうのは、確かにそういうふうを読めばそうなんですけども、じゃ  
あ18歳未満の青少年が漫画に限らずいろんな作品で反社会性を伴う主人公がどう振る舞うか  
というのを、こういうストーリーのような形で知ること、まああるかと思うんですね。その  
点に関して、ことさらこの作品を反社会的であるとか、そういうふうなところまで否定するの  
はいかななものかなと私は思いますので、描写ももう1作品よりも穏当ですし、ストーリー性  
においても、ものすごく不自然だという感じも受けませんでした。ですので、こちらは保留と  
させていただきたいと思えます。以上です。

○会長 C委員、お願いします。

○C委員 はい、1冊目は、全編にわたり性行為の描写が非常に多く、擬音、体液描写も激しく  
描かれているということ、あと男性器が白抜きになっていますが、形状がそのまま分かってし  
まうというところもありますので指定該当ということでお願いいたします。

2冊目のほうは、確かに1冊目と比べればおとなしいということではございますが、全6話  
が全て性行為に向かって話が進んでいて、そういう描写があると、すごい擬音が描いてあり、  
かつ男性器に関しては、白抜きで修整してあるとはいえ行為が分かってしまうということもご  
ざいますので指定該当ということでお願いいたします。以上です。

○会長 はい、それでは、馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい、まず1冊目ですが指定該当でお願いします。性交シーンが多く、また道具を  
使っているなどの描写も刺激が強いと感じました。また、性行為を動画配信するというような



描写ですとか、拘束するシーンの描写など、その辺も考慮いたしますと、区分陳列等の取り扱いが必要と考えました。

次、2冊目ですが、こちらも指定該当をお願いいたします。医者と患者の描写や注射ですとか、薬物の使用などの描き方など、性交シーン以外も含めて、私は、総合的に考慮すると、区分陳列等の配慮が必要と考えますので指定該当と考えました。以上です。

○会長 はい。I委員、お願いします。

○I委員 1冊目ですが、こちらは自主規制団体からの聴き取りの結果を見ても指定該当やむなしが10人、保留が1人、非該当が3人ということで、こちらで指摘がされてるとおり、また、これまでの議論もあったとおりで、性行為の描写が非常に多いのもありますし、指定該当やむなしかなと思います。

2点目のほうですが、こちらは私も非常に悩ましいなと思って見ておりまして、自主規制団体からの聴き取りの結果ですと指定該当が4人、保留が4人、非該当が6人ということで、保留から非該当というのが結構多いのかなと思っています。

私も、この聴き取りの結果の4点目のところの精神疾患の患者を愚弄しているとも考えられるストーリーで青少年向けとは言えないという指摘と、あと、先ほどもご指摘があったところをどう捉えるかというのが1つのポイントかなと思っておりまして、私は、他の漫画とかを読んでいてもそういったストーリーがないとは言えないですし、必ずしも青少年にそれ自体が悪影響を与えるのかというのは非常に悩ましいなと思って見ておりますので、性行為の描写もこれまでのものと比べても、もう1冊と比べても比較的少なく配慮されているのではないかと思うのでこちらは指定非該当をお願いをしたいと思います。

加えて、もう1点気になったのが、この2冊ですが、両方とも同じ発行元になっておりまして、何か新しい取組みの中で、その辺の基準が定まってないというか、結構踏み出しているのかなという危惧をすることでありまして、出版社側が試してるというところとちょっと語弊があるかもしれないですが、そこはもう少し出版社側にも配慮も含めて検討をしっかりと求めたいところです。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 はい、まず1冊目ですけれども、体液描写と擬音が多く、器具も使った性描写が多いということ、それから性器は白抜きにはなっているのですが形状が明らかに分かるということからも指定該当をお願いいたします。

2作目は、精神疾患の患者に治療と称して薬物などを使用しての性行為は、医者立場を利用してある意味人格否定と取れるのではないかと思います。確かに、1作目の過激さから比べれば性交のシーンは比較的少ないとしても、これは区分陳列する部類ではないかと判断いたしましたので指定該当と判断いたします。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。D委員、お願いします。

○D委員 はい、私は2誌とも指定該当と判断いたします。

以上です。

○会長 はい、J委員、お願いします。

○J委員 1冊目ですが、性描写や器具の使用であったり、また、性行為の動画配信の描写などは、卑わい感というところでは指定やむなしなのかなと思います。

2冊目ですが、性描写もそれほど多くなく、サスペンス風のストーリーと捉えればそれほど問題はないのかなと思いますし、第15条第1項イ・ロには当てはまらないのではないだろうかなという気もいたしまして、ちょっと判断が付かないので保留でお願いいたします。

○会長 はい、木村委員、お願いします。

○木村委員 1冊目については、指定該当としてお願いします。全編にわたって性行為の描写がありまして、その描写も生々しい表現となっているので、陳列については配慮が必要だと考えます。

2冊目についても指定該当でお願いします。性描写が少ないといっても全体的に性描写が所々載っているということと、拘束シーンや精神疾患、薬物使用の取り上げ方、それらを合わせて考えると陳列については配慮が必要なのかなと考えます。以上です。

○会長 はい、F委員、お願いします。

○F委員 1冊目については、性交シーンが多く、擬音、体液描写も多いということで指定該当でよろしくお願いいたします。

それから2冊目のほうですけども、性器については直接描かれておりませんが、青少年という視点を考えると、施行規則第15条第1項第1号のイ・ロには該当すると思いますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。G委員、お願いします。

○G委員 はい、2冊とも指定該当でお願いいたします。内容、描写が、施行規則の第15条の第1項第1号のイとロに当てはまると思いますので指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長 はい、最後に私の意見ですけれども、1冊目については、皆さま方とご意見を一にするものです。2冊目につきましては、1冊目に引きずられてしまうところがありますが一言で言えば施行規則第15条第1項第1号イ・ロに該当する本であると私は判断したので、指定該当と思います。

ということで、皆さま方からのご意見を頂きました。追加でご意見等ございますか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、本日、皆さまから頂いた意見について、私を除く13名の委員の過半数で考えていくところですが、1冊目「ヌコヌコ♂動画 Over Limit!!」につきましては、1名の方が保留で残りの方は指定ということでございました。

2冊目「すべてきみの悪い夢」のほうですけれども、非該当というご意見の方が1名と、保留というご意見の方が3名いらっしゃいました。残りの方が指定ということで、指定該当という方が半数を超えているということでございますので、本日、審議会として2誌指定ということで答申してよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局から他に何かございますか。

○若年支援課長 都民の申出につきまして、8月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

本日の調査・審議事項について何か質問、ご意見ございますか。

○I委員 すいません、本当は公開のところで聞いておけば良かったんですけども、次第の6ページのところの③の自動販売機の立入調査なんですけど、すいません、私が記憶が定かではないので確認なんですけども、この見えない措置と買えない措置がなかったので対応をということを先ほどおっしゃっていたような気がするんですけども、この立入調査って毎回してるわけじゃなくて今回特別にしたものでしたっけ。もし何か補足のご説明があれば教えていただきたいんですけども。

○若年支援課長 はい、自動販売機の数自体が減ってきておりまして、年間を通じて必要な調査

を実施していきたいと考えております。

○I委員 何回かに分けてこの29台を確認してる状況ということですか。

○若年支援課長 はい。あと、協力員などから情報提供等がございましたら調査に行くこともあります。

○I委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。傍聴の方が再入室するため調査・審議資料はしまっただけのようにお願いいたします。

<報道関係者・傍聴人入室>

○会長 はい、それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和5年9月15日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和5年9月14日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和5年10月10日火曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後4時28分閉会